

2021年度福島県高等学校給付奨学生

募 集 要 項

1 推薦（応募）資格

本年度、福島県内の公立高等学校（全日制・定時制）及び公立特別支援学校高等部に在籍する生徒とする。※学年、進学の内容は問わない。

2 推薦（応募）条件

修学意欲がありながら、学費の支払が特に困難（同一生計の収入合計金額が400万円未満を目安）と認められ、在学する高等学校等の校長から推薦を受けた生徒とする。

3 在籍生徒数による各学校の募集枠

全県立高等学校、特別支援学校高等部を対象とし、各学校1名から3名の範囲で給付奨学生を募集する。なお、学校の規模により下記の通り募集枠を設ける。

生徒数600名以上 3名 300名以上 2名 その他 1名とする。

※ 在籍生徒数は5月1日現在を基準とする。

4 給付金額 奨学生一人に対し15万円を給付する。

5 交 付 奨学金の交付は、本人名義の指定された口座に振り込む。

6 申込（申請、応募）期限 2021年7月1日 ～ 7月30日まで

- ### 7 提出書類
- （1）給付奨学生応募一覧票
 - （2）給付奨学生申請書
 - （3）高等学校等給付奨学生推薦書
 - （4）所得証明（前年の源泉徴収票「写」、または所得証明書など）※世帯収入（両親等）

8 書類提出先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10番38号 教育会館内 TEL 024-522-6522

9 給付奨学生の選考決定等

給付奨学生決定は、9月上旬の福島支部教育振興事業選考委員会の選考を経て本部に推薦し、日教弘の理事長が採用を決定して、在学する校長から本人に通知する。

10 給付奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当すると認められるときは、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）給付金を奨学目的以外に使用したとき。
- （2）虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- （3）休学、転学、留年が適当でないとき。
- （4）在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- （5）その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

以上